人事院公示第２９号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和３８年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年１１月２日

人事院総裁　川　本　裕　子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一～十九　（略） 二十　人事院規則９―１２３（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項 (1)　第２条第２８号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。 (2)～(7)　（略） 二十一～二十四　（略） ３・４　（略）	１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一～十九　（略） 二十　人事院規則９―１２３（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項 (1)　第２条第２７号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。 (2)～(7)　（略） 二十一～二十四　（略） ３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年１１月２日から効力を発生する。